

令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響による第一号被保険者  
(65歳以上の方)の介護保険料の減免について(ご案内)

1 減免の対象となる方

新型コロナウイルスの影響により「世帯の主たる生計維持者」が以下の事由のいずれかに該当した65歳以上の方が介護保険料の減免対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により死亡したこと
- (2) 新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負ったこと(回復までに1ヶ月以上の治療を有する)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年の事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が、令和3年と比べて3/10以上減少する見込みとなったこと  
(減少するもの以外の収入に係る前年の所得の合計が400万円以下であること)

※ 「世帯の主たる生計維持者」とは  
保険料の減免を受けようとする方と同じ世帯(住民票上同じ世帯となっている)で、世帯の生計を中心となって支えている方(家族で最も収入の多い方 等)です。  
(保険料の減免を受けようとするご本人の場合もあります)

2 減免対象となる保険料

減免の対象となるのは、次のいずれかに該当する介護保険料です。

- (1) 令和4年度の介護保険料であって、令和4年4月から令和5年3月31日までの間に納期限があること又は、年金から天引きされる保険料であること
- (2) 令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来する保険料であること  
(令和4年2月1日以降に65歳になられた方や、他市町村からの転入者で、令和4年4月以降に納期限が到来する保険料が減免対象となります)

2 保険料の減免額について

保険料の減免額は、減免の事由により次のとおりとなります。

減 免 要 件	保 険 料 減 免 額						
死亡又は重篤な傷病を負ったこと	減免対象となる保険料全て						
令和4年の事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が、令和3年と比べて3/10以上減少する見込みとなったこと	$\text{減免額}(\ast) = (\text{A} \times \text{B} / \text{C}) \times \text{D}$ <p>A: 対象となる保険料額(年度ごとの合計) B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額 C: 令和3年の合計所得金額 D: 令和3年の所得に応じた減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年の合計所得金額</th> <th>減免割合(①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>210万円を超える</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年の合計所得金額	減免割合(①)	210万円以下	100%	210万円を超える	80%
令和3年の合計所得金額	減免割合(①)						
210万円以下	100%						
210万円を超える	80%						

※ 令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来する保険料に係る減免額算定については、上の表の「令和4年」を「令和3年」に、「令和3年」を「令和2年」とする。

3 減免の手続き

減免をご希望の場合は、「新型コロナウイルスの影響による介護保険料減免申請書」をご記入の上、減免事由に該当することを証明する書類等を添付し、介護保険課までご提出ください。

なお、感染症防止のため、申請書及び添付書類は原則郵送での受け付けとします。申請書等の様式は、いわき市介護保険課まで電話等でご連絡いただければ、郵送いたします。また、介護保険課の窓口でも配布いたします。

【減免事由に該当することを証明する書類】

- (1) 世帯の主たる生計維持者がコロナウイルス感染症により亡くなった場合
  - ・ 医師による死亡診断書の写し 等
- (2) 新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った(回復までに1ヶ月以上の治療を有する)場合
  - ・ 医師による診断書、入院証明書 等

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が、令和3年と比べて3/10以上減少する見込みの場合

収入の種類によらず、必ず提出していただくもの（必須）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書（★）</li> <li>事業収入等の月別状況明細書（★）</li> </ul>
減少する収入が <ul style="list-style-type: none"> <li>事業（自営業、農漁業等）、</li> <li>不動産（家賃・地代）、</li> <li>山林（山林を立木のまま、または伐採して譲渡することで生じる収入）</li> </ul> の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年分の確定申告書又は帳簿等の写し</li> <li>令和4年分の帳簿等の写し（収入が最も減少した月及び直近の月の分）</li> <li>減収に対する保険金、損害賠償金がある場合、その金額がわかるもの（契約書等）の写し                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 減収に対する保険金、損害賠償金等には国や都道府県等から支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は含めません。</li> </ul> </li> <li>その他、減収の状況が確認できる書類等</li> </ul>
減少する収入が <b>給与</b> の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年分給与の源泉徴収票、又は令和3年1年分の給与明細書</li> <li>令和4年分の給与明細書（収入が最も減少した月及び直近の月の分）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 上記資料がない場合 令和3年分及び令和4年分の給与証明書（☆）</li> </ul> </li> </ul>

★の書類は申請書と一緒に渡し又は郵送いたします。☆の書類はご相談いただければ送付します。

※ 令和3年度相当分の保険料であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来する保険料に係る減免額算定については、上の表の「令和4年」を「令和3年」に、「令和3年」を「令和2年」とし、必要な書類を提出してください。

※ この他、申請内容の確認のために追加の資料をお願いすることがあります。  
また、申請書の記入漏れがあった場合や必要な添付書類の同封がない場合は電話等で確認させていただきます。

4 減免決定（または却下）のご連絡について

申請をいただいてから減免事由に該当するか審査をします（審査の結果、要件に該当しない場合は「却下」となります）。減免又は却下の決定には1～2ヶ月程度お時間をいただきます。

減免（または却下）決定については、後日「介護保険料徴収猶予・減免決定通知書」によりご連絡差し上げます。この通知書の送付後（又は同時）に、減額後の保険料（年額）を記載した「介護保険料納入通知書」を送付いたします。

※ なお、申請内容に虚偽があった場合は、減免決定後でも減免を取り消す場合があります。

5 減免決定後の介護保険料の取り扱いについて

減免が決定となった方の介護保険料の取り扱いについては、納付書や口座振替（普通徴収）により納めていただいている方と、年金からの天引き（特別徴収）により納めていただいている方とで異なります。

今年度（令和4年度）の取り扱いについて

区分	納付書・口座振替（普通徴収）	年金からの天引き（特別徴収）
減免決定後の納付について	納付書の方は、納期限までの保険料を納付していただき、減免決定後還付が生じた場合には、後日還付になります。 口座振替の方は、減免決定までは減免前の金額で口座振替され、後日還付になります。	減免決定までの年金については、減免前の金額で天引きされ、後日還付になります。
還付について	納付済の保険料が減免対象になった場合には、「介護保険料過誤納還付通知書」の送付によりご連絡し、口座にお振込みします。 申請時にご希望された口座にお振込みしますが、申請時に口座番号等が不明な場合、「介護保険料過誤納還付通知書」に「口座振込依頼書」を同封しますので、ご返送ください。 ※ 納期限の関係で減免額＝還付額にならない場合もございます。	

来年度（令和5年度）の介護保険料の納付方法について

区分	納付書・口座振替（普通徴収）	年金からの天引き（特別徴収）
納付方法	これまでどおり、納付書又は口座振替での納付となります。	いったん天引きが停止となり、納付書での納付となります。 ※ 年金天引きの再開は来年の10月以降となります。

【お問い合わせ先】 いわき市 介護保険課 介護保険係  
電話番号 0246-22-7616